

国住昇第5号  
令和2年9月9日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

昇降機等事故調査室長（公印省略）

昇降機、遊戯施設に係る事故・不具合情報の早期報告の徹底について

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昇降機、遊戯施設に係る事故・不具合情報の国土交通省への情報提供については、別添のとおり、「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について」（平成17年3月31日付け国住指第3278号）等（以下「事故対応通知等」という。）によりお願いしているところですが、昨今、国土交通省への情報提供までに相当程度時間を要している事案が見受けられます。

国土交通省では、社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会を設けて、特に重大な人身事故等（利用者の死亡事故又は、機器の異常等により利用者に重大な被害を及ぼすおそれのある事故又は不具合）について事故調査を行い、原因究明及び再発防止策の検討等に取り組んでいるところですが、情報提供までに時間を要した場合には、事故の原因究明に必要な部品が廃棄されるなどにより原因究明及び再発防止に支障をきたす場合があります。

については、昇降機、遊戯施設の所有者・管理者に対し、事故対応通知等に基づく事故・不具合情報の報告が遅滞なく行われるよう指導・助言するようお願いいたします。また、貴管内の特定行政庁に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

## 昇降機、遊戯施設に係る事故・不具合情報の国土交通省への情報提供 に関するこれまでの通知等

### ■建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について(通知) (平成17年3月31日付け国住指第3278号)[抄]

#### 3. 事故情報に対する対応について

(3) 特に死者が発生した場合については、「建築物に関する被害、火災、事故に係る緊急連絡について(平成8年1月25日建設省住防発第4号)」により、国土交通省への報告をお願いしているところですが、それ以外の場合においても、都道府県を通じて国に対し、次の事項が含まれた事故情報の提供を行うようお願いいたします。この場合、把握している限りの情報提供で差し支えありません。

- ・建築物等の概要
- ・事故及び被害者の概要
- ・建築確認、定期報告等行政手続きの状況
- ・当該事故に際して特定行政庁でとった措置の概要

〔 国においては、いただいた情報を踏まえ、類似の事故防止のため、必要に応じて、地方公共団体や関係団体等に情報提供を行います。 〕

### ■「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について」の運用に ついて(平成17年3月31日付け国土交通省住宅局建築物防災対策室事務連絡)[抄]

#### (4) 国に対する情報の提供について

特定行政庁においては、情報を把握した後できるかぎり速やかに、その時点で把握している情報を国土交通省に対して提供するよう、お願いします。このとき、別紙を活用するなど、次のような事項について、把握できる範囲で提供されることを想定しています。

- ・「建築物等の概要」として、建築物等の所在地、名称、主な用途、構造、階数
- ・「事故及び被害者の概要」として、事故の発生年月日(わかれば時間)、死亡又は重傷の被害者数、事故に至った経緯(わかれば施工業者名)
- ・「建築確認、定期報告等行政手続きの状況」として、建築確認年月日、最近の定期報告状況、建築基準法第9条や第10条に係る処分の状況
- ・「当該事故に際して特定行政庁でとった措置の概要」として、建築物等の所有者等に対する報告徴収の有無、再発防止のための指導の概要、類似建築物等の所有者等に対する注意喚起の概要

■建築物、遊戯施設等の安全確保対策について(平成20年4月11日付け国住指第192号)  
[抄]

4. 事故情報等の収集等について

(4) 国への情報の提供について

これまでも、死者が発生した場合及びそれ以外の場合について、国に対し把握している限りでの事故情報の提供を行うようお願いしているところであるが、これと併せ、所有者、管理者等に対して指導した再発防止対策、類似の施設等の所有者、管理者に対する注意喚起や事故防止対策、遊戯施設等の製造者、保守点検実施者、関係団体への情報提供、再発防止対策依頼等を行った場合には、それらの内容についても情報の提供をお願いする。

■建築物等に係る事故防止のための対応等の運用について

(平成20年4月16日付け国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室事務連絡)[抄]

2. 国土交通省への情報提供の対象となる事故の範囲について

国土交通省への事故情報の提供の対象となる事故の範囲については、17年通知2.(2)に示すとおりであり、同通知の想定している事故については、17年事務連絡(2)で示していたところですが、今般、表現の明確化を図るため、同通知の想定する事故は、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した事故で、次のいずれかに該当するものとしします。

- ・人身事故のうち、1名以上が重傷又は死亡した事故。又はそれらに該当していることが確定する前であっても、該当するおそれが高いもの。
- ・その他の人身事故で、報道が広範囲又は複数回にわたってなされるなど、社会的影響が大きいと認められるもの。

また、これらに該当しない場合でも、国土交通省から、事故の状況等について情報提供いただくようお願いする場合がありますので、対応方よろしくをお願いします。

3. 国土交通省に対する情報提供の内容について

特定行政庁においては、事故情報を把握した場合には、第一報として、できるだけ速やかに、その時点で把握している限りの情報で結構ですので国土交通省に連絡いただくようお願いします。

また、第二報以降として、事故状況の調査の進展とともに明らかとなった情報についても、逐次提供いただくようお願いします。

なお、これらの情報提供に際しては、最近の事故事例での情報収集の実態を踏まえ、情報提供の様式を別紙3～5のとおり整理しましたので、これらを活用し、連絡時点で把握できた事実関係の速やかな提供をお願いします。

## ■昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について

(平成24年3月6日付け国住昇第19号)[抄]

### 1. 国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故の範囲について

国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故の範囲については、次のとおりといたします。

○人身事故（利用者（消費者、従業員）<sup>※1</sup>及び保守管理中の作業員の次の事故を対象とし、据え付け等の建設作業中の事故は含まない）

- ・死亡、重傷（治療期間が30日以上であると見込まれるもの）
- ・その他の人身事故<sup>※2</sup>で機器の異常等が原因である可能性のある事故

○上記以外の人身事故<sup>※2</sup>で、報道が複数回又は広範囲にわたってされるなど、社会的影響が大きいと認められるもの

### 2. 国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故以外の事故・不具合の範囲について

国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故以外の事故・不具合の範囲については利用者に重大な被害を及ぼすおそれのあるものについて行うこととし、具体的には下表の事故・不具合<sup>※3</sup>といたします。

エレベーター	エスカレーター	遊戯施設
<ul style="list-style-type: none"><li>・戸開走行</li><li>・着床階以外の階での戸開き</li><li>・高速突き上げ、突き下げ</li><li>・主要な支持部分の破壊</li><li>・火災<sup>※4</sup></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・逆走行</li><li>・駆動チェーン、踏み段チェーン、主要な支持部分の破壊</li><li>・停止不能</li><li>・火災<sup>※4</sup></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要な支持部分、身体保持装置（シートベルト等）、連結装置の破壊</li><li>・逆走行</li><li>・制動装置、追突防止装置等の安全装置の異常</li><li>・部材の脱落</li><li>・火災<sup>※4</sup></li></ul>

### 3. その他

上記1又は2に該当しない場合でも、国土交通省から、事故の状況等について情報提供いただくようお願いする場合がありますので、その際にはあわせて対応方よろしくお願ひします。

※1. 遊戯施設については、乗客の他に遊戯施設の周囲にいる者を含む。

※2. 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）

※3. 通常の点検により把握し、補修された不具合は除く。

※4. 機器の異常等が原因であるものに限る。